令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
自治会総会で次の議案が可決されました。議案書の内容は法的根拠の無い非自治会員への費用請求です。 ①草津市の公園掃除は自治会としてボランティアでやっているわけではないので、自治会を退会した非自治会員に対して自治会員が公園掃除をした労務費を共益費として費用請求するといった内容です。 ②ごみステーションの土地は草津市の所有であり、これまで非自治会員もごみステーションの掃除をすることで、無料で利用できていましたが、自治会員が一方的に非自治会員の掃除当番を制限して、代わりに自治会員が掃除当番した労務費を共益費として請求するといった内容です。 自治会退会者の増加を後押しする草津市の対応は、市長の政治理念ではないと思いますが、草津市と各自治会は協力関係にありますので、この問題は草津市と市内自治会に対して、再度、法令順守の徹底と適切なコミュニケーションの横展開をお願いしたいと思います。	自治会は任意の団体であり、その自主性が尊重されますことから、規約や会費等の自治会の運営に関することは、自治会において決めていただくことになります。 このため、非自治会員に対する費用請求について、自治会の役員の方々と話し合いをさせていただき、自治会会則等の改正内容や、公園およびゴミ集積所の維持管理、また、自治会退会者への対応について確認をさせていただきました。 自治会の臨時総会において定められた「非自治会員に対する共益費請求規定」には、「請求」と表記されていますが、実際の運用としては、共益費の内容を説明し、御理解いただけた方に、協力金として負担いただくようにされているとのことでした。 また、その後、市の顧問弁護士にも確認させていただきましたところ、会則等に「請求」と定めることや、共益費を強制で徴収していない場合には、強要罪や強要未遂などの法令違反に該当しない旨の回答を得ました。 市としましては、高齢化や人口減少によって、自治会役員などの地域の担い手が不足するなど、自治会の運営に関する今日的な課題が山積していますことから、今後も引き続き、自治会等とのコミュニケーションを図り、役員等の負担軽減と自治会等の存続に努めますので、御理解をお願いします。 【まちづくり協働部　まちづくり協働課】

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
子育て支援策に力を入れていただきたいです。他の自治体では、第２子以降の保育料、全児童・生徒の給食費、高校生までの医療費等の無償化が進んでいます。０歳児を育てる家庭への保護者の精神的・経済的負担の軽減を図る「おむつ宅配定期訪問」事業も他市では実施されています。 これらの子育て支援策に関して、やる気次第だと思います。草津市に出来ないことはないと思います。	御意見について、次のとおり回答します。 今後においても、限られた財源の中で子育て支援の充実に努めますので、御理解をお願いします。 ①本市の保育料の多子世帯軽減制度については、県制度を活用して国基準（世帯年収360万円未満相当世帯）を上回る年収470万円未満相当の世帯まで年齢制限の上限を撤廃して、第3子以降の子どもを対象に保育料を全額軽減しています。 また、保育料負担のきょうだいカウントの年齢制限の解除などについて、現在、国と県に対して制度改正や補助制度の拡充を強く働きかけています。 ②本市では、令和4年12月から令和5年3月までの4か月間、国の臨時交付金を活用し、市内小中学校に通う児童生徒の給食費を無償化しています。 しかしながら、恒久的に無償化することについては、教育予算全体の配分として、本市はこれまでからICT教育の推進や市単独の教員配置、不登校児童生徒の支援など、先進的な取り組みに重点を置き、教育環境の充実に努めていますことから、現時点においては、困難であると考えていますので、御理解をお願いします。 ③子ども医療費助成制度は、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりとして実施しており、お住まいの都道府県・市区町村ごとの財政状況等により、対象の範囲に差異があります。 本市の子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、市として負担軽減を図る必要性が高いと判断したことから、令和4年10月から小学6年生まで助成範囲を拡大しましたが、さらなる市単独での制度拡大は財政負担が大きく、現時点では困難です。 全国的には、都道府県の補助制度に立脚して、中学生以上も助成している市区町村が多いことから、県に対して、強く働きかけています。 今後も、市民の皆様が安心して子育てを行っていただけるよう取り組みますので、御理解をお願いします。 ④その他の子育て支援施策については、本市では、妊娠期から出産・子育て期における切れ目のない支援を目指し、相談や訪問等のサービスを充実させ、安心して出産や子育てをすることができるよう各種事業を実施しています。 【子ども未来部　幼児課/教育委員会事務局　学校給食センター/健康福祉部　保険年金課/子ども未来部　子育て相談センター】

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
草津川跡地整備事業に寄付しましたが、１日も早く整備していただきたい。	草津川跡地整備事業に対して御寄付をいただきましたこと、改めて心から感謝申し上げます。 御寄付については、担当課職員がお伺いして御説明しましたとおり、現在グラウンドゴルフをされている広場付近に設置予定の施設整備で有効に活用させていただき、温かい思いを形に残したいと考えていますので、御理解をお願いします。 なお、令和4年度から事業着手しており、概ね5年間の工事のため、令和8年度の完成を目指しています。 【建設部　草津川跡地整備課】
毎年、多額の予算を措置している住民交流啓発事業は、いつ「初期の目的」を達成している終焉を迎えるのか。地域リーダー研修と銘打って、毎年実施されているが、これまで何人が地域リーダーとして育成されたのか。 また、補助事業の内容は「ボーリング大会」「そば打ち体験」「カラオケ大会」「餅つき大会」など、遊興と飲食が中心であり、これは先に発覚した草津学区自治連合会の「焼肉」「寿司」と同様、公金の不適切使用に他ならないのではないか。これまで積み重ねてきた当該事業の「アウトカム」を、市ウェブサイト等で広く市民に周知して貰わなければ、納得出来ない。	住民交流啓発事業は、差別のない明るいまちづくりの実現をめざし、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、人権擁護思想の普及を図り、住民交流と人権啓発を目的としているもので、終了時期は現時点では定めておらず、差別の解消に向けて、継続して実施する必要があると考えています。 次に、これまでに育成した地域リーダーの人数については、長らく実施している事業であるため、正確な人数は把握できていませんが、平成30年度から令和3年度の間に、市の委託事業と補助金事業の中で地域リーダーを育成する目的で実施した事業には、合計659名の方に御参加いただいています。 次に、補助金事業の内容については、(1)教育・啓発事業(人権教育・啓発活動を目的とした研修事業・講演会等)、(2)住民交流事業(住民の相互理解および交流を図るためのスポーツ・文化事業等)、(3)合同住民交流事業((1)(2)に掲げる事業を補助対象者が合同で行うもの)を補助対象としていることから、「遊興と飲食」を目的としていません。 最後になりますが、これまで、差別のない明るいまちづくりの実現を目指し、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて取り組んだ結果のアウトカム(事業の成果)は、人権問題の解決を目的とした事業の性質上、具体的な成果をお示しすることが難しいですが、当該事業に御参加いただいた方々には、各地域で御活躍いただいており、差別のない明るいまちづくりの実現に寄与していただいています。 御意見いただいた点に留意し、今後も人権行政に取り組みますので、御理解、御協力をお願いします。 【総合政策部　人権政策課】
ロクハ荘への巡回バスの規模や停車場の激変について、以前のように、なごみの郷巡回バスに近い状態で運行していただきたい。	ロクハ荘の巡回バスについては、バスの利便性等を図るためにバスの利用状況に応じて、バス車両の変更や停留所、運行経路の見直しを行いました。 このうち、バス車両については、利用者数の減少に伴い、利用者数に応じた適正規模とするために変更し

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
	たものであり、停留所の数については、利用者の乗車時間の短縮を図るために運行経路と合わせて見直しを行ったものです。 なお、停留所の新設については、利用者の御希望をお聞きしたうえで、基本経路を大きく外れない範囲で検討しますので、必要に応じてロクハ荘に御相談をお願いします。 今後とも、ロクハ荘の運営に御理解と御協力をお願いします。 【健康福祉部　長寿いきがい課】
プリムタウンに居住する何世帯もの家が、特定工場からの振動に悩まされています。当該特定工場の設置を許可している市として、対応を検討いただくことはできないでしょうか。 特定施設に対し、許認可を行っている以上、一企業の責任ではなく、市も協力して対応いただけないでしょうか。 許可基準をクリアしていたとしても、実際に振動に悩まされている人が居ることや今後、転居し、居住される方がいることを考えれば、最優先事項で対応いただけないでしょうか。	この特定工場は、「草津市の良好な環境保全条例」の規制基準に適合し、当該条例の規定に違反がないことから、許可しています。 この振動に係る規制基準は、振動規制法に基づき規定しており、市の条例では国が定める規制基準より厳しい基準を定めることができません。 また、当該特定工場は、規制基準の範囲内で操業されていますため、強制力を持った指導はできませんが、皆様から寄せられた御意見等について、事業者にお伝えし対策等の検討をお願いしています。 事業者におきましては、これまでに防音壁の設置やプレス機架台への免振対策、振動抑制が可能となる運転パターンの模索など、可能な対策を実施されています。 市としましては、関係住民の皆様と事業所との間に入らせていただき、少しでも皆様の生活環境の改善につながる方策がないか、皆様の御意見を聴きながら進めたいと考えていますので、御理解をお願いします。 【環境経済部　環境政策課】
草津市産業振興条例の条文に関して、見解を伺いたい。 第９条　市民は、自らの消費行動等が本市経済の発展に貢献することを理解するとともに、事業者による事業活動が地域社会の持続的な発展に貢献していることを認識し、産業振興に協力するように努めるものとする。	草津市産業振興条例（案）の第9条「市民の役割」については、御意見を踏まえまして、単なる消費行動だけではなく、エシカル消費等の社会や環境に配慮した責任ある消費行動等が、本市経済の健全な発展に貢献するという視点を持ち、条例（案）の解説文の中に記載します。 なお、個別の市民の消費行動や事業者の事業活動を捉えた際、全体としては発展に貢献すると考えていますことから、原案のとおりとさせていただきます。 次に、本条例（案）および計画（案）については、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本としながら、計画（案）P.58 の「推進体制」に示すとおり、産業振興に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすことで、事業者の

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
第９条　市民の役割について、いささか違和感がある。例えば、SDGｓ　Goal 12（つくる責任、つか責任）において、事業者はもちろん消費者側もフードロスを削減し、リサイカブルな生活様式が推奨される中、単に「消費行動＝経済発展貢献」という図式はかなり旧態依然とした見方で市民の役割がかなり矮小化されているように感じる。 消費行動とはすなわち、商品やサービスを消費という行為をもって取捨選択する行動でもあると思うが、そこには単に性質や嗜好、価格のみならず「フェアトレードで貿易されたものか」「生産の過程で児童労働、不法労働などが関与していないか」等の視点でエシカル消費を志向することはすでに一般的な概念であると思うし、今後、企業の開示するカーボンフットプリントの数値などが企業間契約や工場誘致等していく際に影響していく傾向にある中、消費行動の変容への影響もまた十分に想定されると思う。そうした背景を鑑みると、市民の役割はより高次であってもいいのではないだろうか。 例えば、「市民は、自らの責任ある消費行動等が本市経済の健全な発展に貢献しうることを理解するとともに」「事業者による責任ある事業活動が地域社会の健全な発展に貢献しうる	振興が図られ、ひいては産業振興に繋がるものと考えていることから、事業者を中心に据えた構成としています。 今後、リテラシー向上等の施策については、関係機関や部局と連携しながら、必要な啓発等を実施したいと考えています。 最後に、女性委員の比率については、草津市産業振興計画に基づく具体的な施策の実施にあたり、今後も、草津市産業振興審議会にて進行管理を行う予定をしていますことから、次回の委員改選時には改善できるように努めますので、御理解をお願いします。 【環境経済部　商工観光労政課】

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
ことを期待し、持続可能な産業振興に協力するよう努めるものとする。」置き換えてみる。（こうしてほしいという意味ではない） 「しうる」とするのは必ずしも「貢献する」とは断言できないからにほかんらない。また、「事業者による事業活動が地域活動の持続的な発展に貢献している」というが、それが事実であるとの提示も判然とせず、本当に実現しているのか市民側の検証がないところで、それを「認識する」のはかなり無理があるように感じるがいかがだろうか。 また、SDGｓ Target12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにするとあり、市民の消費や産業リテラシー教育の必要性を以下の通り指標に上げている。 使う側の責任性を高めるためにも、市民は家庭・社会・学校教育、自身の職場等の現場 において自身が社会の構成員としてどう行動すべきであるかを常に学び模索する努力を行う役割を担っていることを、まずは啓発していくことが大事に思うので、その視点が条例文に一切盛り込まれていないことは残念でならない。	

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
また、そもそも論において、条例文にとどまらず計画全体を通じて、市民の役割やリテラシー向上につながる施策が見受けられず、ほぼほぼ事業者の視点で語られているのが気になる。この価値観では、市民の役割と事業者にとって「便利」な消費者にしか機能していない。企業の作る計画ならまだしも、行政が主体的に担う条例や計画作りなのにこうしたことが起こるのだろうか。当審議会に市民の立場として参加している委員がほぼ皆無であるように感じられ、女性委員の比率も圧倒的に少ないことが遠因にはないだろうか。 　草津市では、草津市男女共同参画推進条例並びに、女性委員の審議会等への参画の促進に関する要綱「第３条　市は、審議会等の委員に占める女性委員の比率が５０％パーセントとなるよう、女性委員の参画の促進を図るものとする。」として、審議会等の男女比率について言及しており、それは人権にかかわる大事なファクターであるにも拘わらず、名簿によると委員１５名のうち女性がほぼ４名（名前のみより推測）であり、圧倒的に少ない。産業振興を真に大事に思うのであれば、まずは先にできた法令を遵守したうえで、審議の場を提供するべきであるし、委員の属性も特定の大学や団体に偏っているように見受けられることも公正さに	

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
欠けるような印象を受ける。個人の人格を否定する意図はないが、多様化する社会の中で未来の話をするにおいて委員の選出法について、よりよき議論を形成していくためにもっと努力できることはなかったのか、今一度振り返ってほしいと思う。条例を作る審議会が、既存の条例を遵守できていない事実について、事務局と委員各位はどのような意識でいるのだろうか。「罰則がない条例だから、守らなくてもかまわない」という論理でまわっているなら、そこに「条例」を作る資質と資格、品格はあるのだろうか。問いたいと思う。	
新堂中学校卒業時（昭和４７年４月から昭和４８年３月生まれ）で５教科総合１位の人を調べてください。 名前は無理でも、高校名や大学名等教えてください。	小中学校の成績を記録している指導要録の「指導に関する記録」が必要な場合は、指導要録の開示請求を行っていただく必要がありますが、「指導に関する記録」の保存年限は、学校教育法施行規則第28条第2項において、卒業後5年間と定められており、お問い合わせいただいた当時の記録は残されていないため、開示をさせていただくことができません。 また、本人様以外の成績等の情報については、個人情報保護の観点から、お伝えすることはできません。 御要望に沿えず誠に申し訳ありませんが、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　学校教育課】
１９７０年から１９７３年生まれの方で、膳所、石山、彦根東高等学校等の学年１位から１０位を調べていただきたいです。	小中学校の成績を記録している指導要録の「指導に関する記録」が必要な場合は、指導要録の開示請求を行っていただく必要がありますが、「指導に関する記録」の保存年限は、学校教育法施行規則第28条第2項において、卒業後5年間と定められており、お問い合わせいただいた当時の記録は残されていないため、開示をさせていただくことができません。 また、高等学校の成績については、滋賀県教育委員会が所管となることから、確認しましたところ、小中学校と同様に当時の成績は残されておらず、仮に残されていた場合でも、本人様以外の成績等の情報については、個人情報保護の観点から、お伝えすることはできないとの回答でした。御要望に沿えず申し訳ありません

令和５年３月 回答分

手紙の概要	回　答
	が、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　学校教育課】

○手紙の概要

前回のいじめ関係の回答について、意見がありますので、回答をお願いします。

市長への手紙（前回）	市長からの回答（前回）	市長への手紙（今回）
	お手紙、拝読しました。貴重な御意見、誠にありがとうございます。 このことについては、現場の状況や事情などを確認して、具体的に担当部局からお返事するよう指示しましたので、御確認ください。	いつも同じ内容の返信で、かついつも「意見」とみなされ、心外です。本当に市長は手紙を読んでいらっしゃるのかと疑問にもなります。市長の御自宅に親展で送ろうかと思ってしまいます。 もともと担当部署が回答しないから手紙を送ったのですから、定型文ではなく、結果を取りまとめ「市長からの手紙」として返信していただければと思います。 現場で、以前からの未回答はなきものにされ、「・・・か」という疑問に対しては、「意見」とし回答しない。教育者として、謙虚に誠実に回答するよう指示してください。回答がない場合には、私の主張を認めたことになります。ただ、担当部局は相変わらず指示に従わないでしょう。

令和５年３月 回答分

市長への手紙（前回）	市長からの回答（前回）	市長への手紙（今回）
前回の市長への手紙でお願いしましたように、中学校校長および教育委員会への指導と、懲戒処分も含めた厳正な対応の上でのいじめへの対応についてのすべての小中学校の調査および教育委員会の指導助言等の監査の要請は行っていただいたのでしょうか。また、令和２年度、令和３年度のいじめの解決率１００％を訂正するよう指導していただけたでしょうか（前提である認知１００％が達成されていないのに、解決率１００％はありえない）。	【教育委員会からの回答】 「市長への手紙」に記載されている「令和２年度、令和３年度のいじめの解決率」について、市のホームページには、毎年度初めに記載する関係上、いじめの解決率については、「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成２９年３月１４日文部科学大臣）にありますように、いじめの解消の条件に、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも３か月必要であることから、あくまで見込みでの数値であり、決して結果を表している数値ではありませんので、御理解をお願いします。	未回答です。 ３か月以上いじめ行為は止んでいますが、いじめの解決は始めてもいない。どうして、教室に戻れず、別室登校のまま授業もなく、卒業しなければならなかったのか（学校によるいじめ）。何ら解決していないからです。このままでは解決率１００％は永遠にいつまでもあり得ません。 解決率自体、見込みの数値であることを公表の都度、説明していますか。そして、その後確定の数値を公表していますか。それ以前に、いじめの解消と解決は別物です。心身の苦痛を含め将来的不利益も解消されてこそ、解決です。 さらに、当該方針の３０頁記載の法第２３条第１ 項違反については、どのように考えているのですか。今まで無視を続けていますが。
前回の市長への手紙は、「要請」であるにもかかわらず「御意見」にされてしまい残念です。まるで他人事です。しかしながら、少なくとも「現場の状況や事情などを確認して」、いじめへの対応の現状について御認識いただけたでしょうか。いじめの認知という入口でつまずいているのです。いじめへの対応がいかにずさんであるかを証明しています。後手に回る対応ばかりでいじめはなくなることはないでしょう。市長自らが行動することが必要		未回答です。 最初の段階のいじめの抱え込み（前記規定違反）を問題視せず無視していることは、隠蔽体質の一つの例として挙げられます。 市長が「草津市いじめ問題対策連絡協議会」の会長でありながら、欠席ばかりであることは、誠に遺憾であります。同協議会は何回開催され、市長は何回出席されましたか、御回答ください。

令和５年３月 回答分

市長への手紙（前回）	市長からの回答（前回）	市長への手紙（今回）
なのではないでしょうか。		
中学校長および教育部理事へ返事をしました。その後、約４か月経ちますが、何の返信もありません。教育者は、質問に対しては答えなさいと子ども達に教えます。いくつもの未回答があるままでは、教育者として問題があるのではないでしょうか。「回答したくない」のか「回答できない」のかなど、理由を付して未回答とすべきと考えます。	【教育委員会からの回答】 中学校長に宛てられた手紙については、回答を求められている内容ではなく、中学校への御意見として賜り、学校からは回答しませんでした。 教育部理事に対するお手紙については、回答を求められている内容ではなく、教育委員会への御意見として賜り、回答しませんでした。申し訳ありませんでした。	「未回答」「未提出」などとはっきり記載しています。確信犯で、あり得ない解釈です。いつ回答してくれるのですか。 教師のいじめ認知から「学校いじめ問題対策委員会」のいじめ認知まで、数か月を要し、さらにいじめの解決に着手せず、別室登校するも受験生であるのにもかかわらず１年近く授業なく、卒業し現在に至る重大事態となったものです。いつ回答してくれるのですか。
「いじめ防止基本方針２０２２年度版」については、全面的に見直し訂正等を行い、遵守するよう指導いただけたらと思います。 それなりの文書を作って満足するのではなく、ことあるごとに見直し、実効性のある基本方針にする必要があると考えます。	【教育委員会からの回答】 「市長への手紙」の別紙で御指摘いただきました、「いじめ防止等のための組織」の修正については、中学校に修正するよう指示しましたので、御理解をお願いします。	もっとも重要なことは、いじめの抱え込みが起こらないようにすることです。本件は、ここから始まったのです。認知率１００％を目指して、新たな仕組みを考えることが第一であると考えます。
これだけ法令等に反する事案は、草津市教育界の危機であると考えます。一つ一つ丁寧な回答に期待したいと思います。なお、参考に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月、文部科学省）を添付します。孫が高校へ行き、「授業を受けることでこんなに勉強がよく分かるのかと感動した」と言っていました。中学３年の約１年間授業を受けさせてもらえなかったことは、将来に向かって心身・財産に重大な被害が生じる、		加害生徒に対する学校の対応、別室登校していた他の生徒への対応（義務教育の放棄）についても詳細に回答いただきたい。 未回答等がなくならない場合、第三者委員会の設置を要求します。

令和５年３月 回答分

市長への手紙（前回）	市長からの回答（前回）	市長への手紙（今回）
いじめへの対応の悪さに起因する重大事態です。		
「中学校に対する質問について、昨年に中学校長より回答したものと同様の内容になることから」とありますが、それは質問に対して回答しないという内容です。常識的には、少なくともその理由を回答すべきです。		
「福祉的、心理的、法的な専門家の入る定例の学校問題サポートチーム会議で相談の上、回答を差し控えていることを確認しました」とありますが、「福祉的、心理的、法的な専門家」とわざわざ言っている意味が分かりません。また、専門家の入る会議で差し控えることを決め、結果的に４か月以上も経って回答するとは、メンバー全員が非常識極まりない。「早期解決を図る」ための会議ではないのですか。 中学校は、直近の定例学校問題サポートチーム会議で弁護士に相談し、回答することにしました」とありますが、回答しないという選択肢もあったのでしょうか。学校では、どんな教育をしているのでしょうか。４か月以上回答しなかったことは、人権侵害であり、また公序良俗違反です。	本市におけるいじめ事案の対応については、前回の「市長への手紙」に対する回答にも記載しましたが、事案の認知直後、学校いじめ問題対策委員会で対応方法等を協議し、児童生徒や保護者に対応します。市教育委員会から学校に対する指導助言等については、①いじめ事案に対し学校の判断で対応した後に学校から教育委員会に報告される場合、②学校が対応する前に市教育委員会に対応方法等について相談する場合、③学校で開かれる学校いじめ問題対策委員会に市教育委員会や臨床心理士、社会福祉士が同席し、学校と一緒に対策を協議する場合があり、事案により適切な方法で対応を行っています。	問題なのは、いじめの当初の認知（２年生時の担任の認知）、引き継いだいじめの認知 （３年生時の担任の認知）の抱え込みです。学校いじめ問題対策委員会でどう協議ができるのですか。 加えるに、抱え込みが発覚した後、委員会で協議するも何もしていないのです。そのようなことは考えられないことです。誰も異議を唱えませんでしたか。周知徹底できていない組織的対応は、メンバーも含め見直し、出直しが必要です。

令和５年３月 回答分

市長への手紙（前回）	市長からの回答（前回）	市長への手紙（今回）
「市内全ての小中学校での事案については、どの事案も解消しているもの、もしくは、３か月の見守りを継続していることを確認していますので、御理解をお願いします」とありますが、本件は、令和２年度は、いじめを担任教師が抱え込んだもので解決率１００％ではありません。また、令和３年度は、やっと認知されたもののいじめが解決されなかったため、教室に行けず別室登校となりそのまま卒業したという学校が抱え込んだもので解決率１００％ではありません。 高校は、加害生徒と同じ学校で、いつ不登校になるかと心配しているところです。卒業生ではありますが、未だに解決していない状況が続いているのです。このままでは永遠に解決率１００％はあり得ません。 いじめが解決されなかったことによる、授業を受けられない、教育機会を確保してもらえなかった不利益は一生ものです。安易に考えていただきたくない。重大な責任問題が存在すると考えます。「いじめの重大事態」であると考えます。		

令和５年３月 回答分

市長への手紙（前回）	市長からの回答（前回）	市長への手紙（今回）
中学校から回答をいただきましたが、全く組織的対応ができていません。指導されていますか。未回答ばかりで、争点になっていないことを書いたり、２年の時の担任と３年の時の担任のいじめの抱え込みについて触れず、謝罪もしない。開きなおって、加害生徒への聞き取りや指導をしないと決定（もともとあり得ないこと）しておきながら、今になって可能な範囲で行っていたとか、意味の分からない理由の後付けをしたり、悪質極まりない。そして、中学校内部での抱え込みに夢中になって、いじめの解決が全てであることを忘れています。いじめの解決で、１、２か月の別室登校で教室に復帰していれば、ここまで問題にならなかったかもしれません。 最後に、中学校では生徒が職員室に入って要件を言っても、誰も返事しないそうです。ですから、生徒は職員室に入るのを嫌がっているとのことです。必要があれば、職員室の前で誰でもよいので先生を探して要件を言っているそうです。そのようなことで、中学校では、教師と生徒の間に信頼関係はないに等しいと思っています。私としても、何を言われても素直に受け入れることはとてもできないのです。生徒たちもだと思います。	草津市教育委員会としましては、中学校のこれまでの対応について、問題はなかったものと捉えています。	とうとう開き直りですか（市長も同じ考えとみなします。）。常識のない対応には飽き飽きしました。 教育者のインターンシップをもっと充実したものにして、定期的に行うべきであると考えます。あるいは、一般の事業会社での数年の就業を条件に教員を採用するのが良いと考えます。 回答いただけていない項目は数えきれないほどになっています。論点は固まっていますので、今後、謙虚に誠実に回答等しないのであれば、教育委員会とはもう話はしません 。第三者委員会の報告を待ちます。

令和５年３月 回答分

回　答

前回の回答が不十分との御指摘を受けまして、下線部について、回答させていただきます。

なお、草津市教育委員会としましては、前回の回答でもお伝えしましたとおり、これまでの対応については、問題はなかったものと捉えていますので、御理解をお願いします。

回答を求められた内容（下線部）	回答
懲戒処分も含めた厳正な対応	この件については、懲戒権を有する県教育委員会へ報告を行っています。
いじめへの対応についてのすべての小中学校の調査及び教育委員会の指導助言等の監査の要請	いじめの認知をした場合は校内組織で対応し、必ず報告するよう校長会、教頭研修会や生徒指導主事・主任会等を通じ、すべての小中学校で指導しています。
令和2年度、令和3年度のいじめの解決率100％を訂正するよう指導	いじめの解消は、「いじめ行為が止んでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2要件を持って判断しています。 しかしながら、これまでは見込みで100％としていましたが、今後、3か月後の状況を反映させ、7月時点での確定値を記載します。
少なくとも「現場の状況や事情などを確認して」、いじめへの対応の現状についてご認識いただけたでしょうか。	「草津市いじめ問題連絡協議会」（会長：市長）を定期的に開催し、市内のいじめ問題の状況について委員の皆様との議論も深め、現状を認識しています。この会議で、専門的な知見のある委員の方々の御意見や御助言をいただき、今後のいじめ問題の防止等の取り組みを推進していきます。
市長自らが行動することが必要なのではないでしょうか。	
いくつもの未回答があるままでは、教育者として問題があるのではないでしょうか。	お手紙には、回答を求めるという記載がなかったため、「御意見を賜りました」と回答をさせていただいた次第です。
中学3年の約1年間授業を受けさせてもらえなかったことは、将来に向かって心身・財産に重大な被害が生じる、いじめへの対応の悪さに起因する重大事態です。	事案が発生した際、生徒および保護者と充分話をした中での合理的配慮の範囲内で、対応させていただいています。また、中学校はその後の生徒の様子を高校側に確認をしています。
常識的には、少なくともその理由を回答すべきです。	すでに回答したことに対して、繰り返しになることから、同様の内容になると回答させていただきました。
結果的に4カ月以上も経って回答するとは、メンバー全員非常識極まりない。「早期解決を図る」ための会議ではないのですか。	本事案をいろいろな角度から再度検証し、検討したことにより、中学校からの対応が4カ月以上となりました。
4カ月以上回答しなかったことは、人権侵害であり、公序良俗違反です。	本事案をいろいろな角度から再度検証し、検討したことにより、中学校からの対応が4カ月以上となりました。いじめの被害にあわれた生徒が、心に傷を負ってしまわれたと認識しています。しかし、「いじめの防止等のための基本的な方針」にある2要件により「解消」としています。事案によっては継続してさらに長期の見守りが必要な場合もありますが、100％に近づける努力を、教育委員会は今後も学校と連携します。
未だに解決していない状況が続いているのです。このままでは永遠に解決率100％はあり得ません。	

令和５年３月 回答分

回　答	
回答を求められた内容（下線部）	回答
いじめが解決されなかったことによる、授業を受けられない、教育機会を確保してもらえなかった不利益は一生ものです。安易に考えていただきたくない。重大な責任問題が存在すると考えます。「いじめの重大事態」であると考えられます。	いじめの認知がされて以降、生徒が教室に入りにくくなり、別室での対応になったことについては、学級での授業を受けることと比べ、不利益が生じたと受け止めています。しかしながら、中学校は生徒および保護者と相談したうえで、無理に授業を受けさせるよりは、別室でできる限りの支援をすることが望ましいと、共通理解、了解をいただいた中で進めた当時の判断は適切であったと考えており、重大な責任問題があるとは考えていません。
未回答ばかりで、争点になっていないことを書いたり、2年の時の担任と3年の時の担任のいじめの抱え込みについて触れず、謝罪もしない。加害生徒への聞き取りや指導をしないと決定しておきながら、意味の分からない理由の後付けは悪質極まりない。いじめの解決で、1，2か月の別室登校で数室に復帰していれば、ここまで問題にはならなかったかもしれません。	2年生時にはいじめとして認知していなかったこともありますが、中学校の担任による抱え込みはなかったと確認しています。認知後は、中学校は生徒や保護者と話をし、適切に対応しています。しかしながら、結果として、もっと早期に復帰できる手立てがなかったのかということは、今後の課題とすべき点であると考えています。
教師と生徒の間に信頼関係はないに等しいと思っています。私としても、何を言われても素直に受け入れることはとてもできないのです。生徒たちもだと思います。	今回の事案で、あなた様と中学校および市教委との間の信頼関係が損なわれたことについては、大変申し訳ありません。いじめ防止対策推進法の基本理念に基づき、家庭と学校が連携し、いじめの問題を克服していかなければならないため、今後も協力関係の構築に努めます。

【教育委員会事務局　児童生徒支援課】